

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
業務の一部委託について

1. 一部委託について

地域包括支援センターの介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務のうち、ケアプラン作成に係る一連の業務を居宅介護支援事業所に委託することができます。（介護保険法第115条の23、第115条の47）

介護予防支援の運営基準上、委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされています。

2. 委託可能な居宅介護支援事業所

本市では、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業所が介護予防支援業務の一部委託を受けることができます。

3. 委託料（北本市の基準金額）

（1件あたり）

| | |
|------------|---------|
| 居宅介護支援事業所 | 4, 260円 |
| 地域包括支援センター | 345円 |

（参考）

委託料算定式

$442 \text{ 単位} \times 10.42 \text{ (地域単価)} = 4,605 \text{ 円 (小数点以下切り捨て)}$

$4,605 \text{ 円} \times 92.5\% = 4,260 \text{ 円 (小数点以下四捨五入)}$

近隣市委託割合

| | |
|-----|-------|
| 北本市 | 92.5% |
| 桶川市 | 92.5% |
| 鴻巣市 | 90% |

4. 委託業務の内容

- (1)アセスメント
- (2)介護予防サービス計画原案の作成
- (3)サービス担当者会議の開催
- (4)介護予防サービス計画書の交付
- (5)サービスの提供
- (6)モニタリング
- (7)評価
- (8)給付管理（請求業務は介護予防支援事業所が行う）

5. 新規委託事業者について

要支援認定者及び総合事業対象者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託事業所として、地域包括支援センターより、委託届の提出がありました。委託に当たって、今後の運営についてご意見をお聞かせください。

| | 介護保険事業所番号 | 法人名 | 事業所名 | 事業所所在地 | 介護支援専門員数 | 確認事項 |
|---|------------|-------------|---------------|-----------|----------|-------------------------------------|
| 1 | 1171700758 | 株式会社エコ・アシスト | あしすと居宅介護支援事業所 | 鴻巣市宮前 351 | 1 | 1 令和元年9月1日 2 受講済み 3 令和7年10月1日 |

(参考)

これまでに委託した居宅介護支援事業所数 92事業所